

## 都の収去検査により発見された違反食品(平成27年度)

番号	違反条文	違反内容	分類	一般名称	検査結果	備考 (行政措置の内容等)
1	食品衛生法 第11条第2項	残留農薬の 基準違反	農産物及び その加工品	【輸】 さといも (中国)	残留農薬基準違反 (クロルピリホス)	輸入者を所管す る自治体に通報
2		成分規格違反	魚介類及び その加工品	はんぺん (魚肉ねり製品)	大腸菌群陽性	製造者を所管す る自治体に通報
3		添加物の使用 基準違反	魚介類及び その加工品	しらす干し	添加物の使用基準違反 (過酸化水素)	販売禁止命令書 を交付 製造者を所管す る自治体に通報
4				しらす釜揚げ	添加物の使用基準違反 (過酸化水素)	製造者を所管す る自治体に通報
5	食品衛生法 第11条第3項	残留農薬の 一律基準違反	農産物及び その加工品	【輸】 しょうが (中国)	残留農薬基準違反(一律基準) (チアメトキサム)	輸入者を所管す る自治体に通報
6				【輸】 チョリ (ベルギー)	残留農薬基準違反(一律基準) (メタラキシル及びメフェノキサム)	輸入者を所管す る自治体に通報
7	食品表示法 第5条	添加物表示 なし	清涼飲料水	炭酸飲料	表示に記載のない食用青色 1号を検出	製造者を所管す る自治体に通報
8		添加物表示 なし	魚介類及び その加工品	こはだ加工品	表示に記載のないステビオサイド (甘味料)を検出 表示に記載のないレバウディオ サイド(甘味料)を検出	製造者を所管す る自治体に通報

違反の合計：8検体9項目